

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第40号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(俸給月額が減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額にかかる特例)</p> <p>第5条の2 省略</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者にかかる退職(第9条第4項、第10項第1条又は第11条第1項の規定に該当する場合を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(この規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第1項の規定にする国家公務員等として退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給にかかる退職の日以前の期間及び第13条各号(同条第3号において退職手当が支給される場合を除く。)に掲げる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第1項に規定する国家公務員等又は役員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>一 職員として引き続いた在職期間</p> <p>二 第9条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等として引き続いた在職期間</p> <p>三 第9条第2項の規定する場合における国家公務員等として引き続いた在職期間</p> <p>四 第10条第2項に規定する場合における他の国立大学法人等の職員として引き続いた在職期間</p> <p>五 第11条第2項に規定する場合における役員として引き続いた在職期間</p> <p>六 前各号に掲げる期間に準ずるものとして学長が認めた在職期間</p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第3号から第6号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</p>	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(俸給月額が減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額にかかる特例)</p> <p>第5条の2 省略(現行どおり)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者にかかる退職(第9条第4項、第10項第1条又は第11条第1項の規定に該当する場合を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(この規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第1項の規定にする国家公務員等として退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給にかかる退職の日以前の期間及び第13条各号(同条第3号において退職手当が支給される場合を除く。)に掲げる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第1項に規定する国家公務員等又は役員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>一 職員として引き続いた在職期間</p> <p>二 第9条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等として引き続いた在職期間</p> <p>三 第9条第2項の規定する場合における国家公務員等として引き続いた在職期間</p> <p>四 第10条第2項に規定する場合における他の国立大学法人等の職員として引き続いた在職期間</p> <p><u>五 第10条の2第2項に規定する場合における特定有期雇用職員として引き続いた在職期間</u></p> <p><u>六 第11条第2項に規定する場合における役員として引き続いた在職期間</u></p> <p><u>七 前各号に掲げる期間に準ずるものとして学長が認めた在職期間</u></p> <p>第6条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の2 省略(現行どおり)</p> <p>2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第3号から第7号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</p>	

第7条の3～第10条 省略

第11条～第19条 省略

附 則 省略

第7条の3～第10条 省略 (現行どおり)

(特定有期雇用職員との在職期間の通算)

第10条の2 職員が学長の要請に応じ、引き続いて国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則第1条第1項に規定する特定有期雇用職員 (以下「特定有期雇用職員」という。) となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 第8条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、特定有期雇用職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の特定有期雇用職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における特定有期雇用職員としての在職期間の計算については、第8条の規定を準用する。

第11条～第19条 省略 (現行どおり)

附 則 省略 (現行どおり)

附 則 (23経規程第41号)

この規程は、平成23年11月7日から施行する。